



報道発表資料

山形労働局発表
平成25年10月23日

担 当	山形労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 壽賀恵美子
	賃金指導官 伊藤 悟
	電話 023-624-8224

山形県特定最低賃金（4産業別）の改正を答申

- 1 山形地方最低賃金審議会（山上^{やまかみ} 朗^{あきら}会長）は、本年9月11日に山形労働局長（須永^{すなが} 敏良^{としろう}局長）から、4件の特定（産業別）最低賃金の改正決定について調査審議を求める諮問を受け、慎重に審議を行った結果、本日、山形労働局長に対し、平成25年12月25日を改正の効力発生日とする次の答申を行った。

（答申の内容）

特定最低賃金の件名	現行特定最低賃金額	改正特定最低賃金額	引上げ額	引上げ率
山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金	1時間 745円	1時間754円	9円	1.21%
山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間 731円	1時間740円	9円	1.23%
山形県自動車・同附属品製造業最低賃金	1時間 747円	1時間756円	9円	1.20%
山形県自動車整備業最低賃金	1時間 749円	1時間758円	9円	1.20%

- 2 4産業別の1時間当たりの引上げ額9円については、平成14年以降では最高額である。
- 3 山形労働局では、今後、本答申に基づき改正のための諸手続きを行うとともに、関係団体等を含め広く周知広報活動を行うこととしている。
- 4 この答申どおり改正が行われた場合に、最低賃金法第4条の規定によって、直ちに賃金額が引き上げられる労働者（現在の賃金額が改正後の特定最低賃金額に達しない労働者）は、4産業合計で約500人程度と推定される。
- 5 なお、山形県内の事業場で使用される上記の特定（4産業別）最低賃金の適用者以外の全ての労働者とその使用者は山形県最低賃金（地域別最低賃金）が適用され、平成25年10月24日（木）から1時間665円に改正発効されることになっている。